

意見陳述書

2019年9月27日

富山地方裁判所 御中

原告 多名賀 哲也

1. はじめに

私は現在、志賀原発から約15^{km}の羽咋市に37年間居住しています。それ以前は関西（大阪、神戸）にいましたが、1982年初頭に石川県評（石川県労働組合評議会一現・平和運動センター）の専従オルグとして勤務することになり、志賀原発反対運動にも関わるようになりました。当初は県評オルグとして重要な仕事の一つでしたが、いつしか自分の存在をかけた運動に変わっていました。

北陸電力が富来町福浦、志賀町赤住にまたがる原発計画を発表したのは1967年11月です。直ちに福浦原発反対同盟が結成され、炉心部を中心に23人の地主が「末代に禍根を残す」と強硬に買収を拒否。北電は福浦立地をあきらめて赤住立地に計画変更し、1971年2月には赤住を愛する会、赤住船員会が発足します。福浦の反対地主に対しては、田んぼにガラス片を撒くなど激しい嫌がらせがあり、赤住では在所の祭もできないほどの対立を解決するため住民投票が行われましたが、石川県は開票を凍結させ住民自身による解決の道を閉ざしたのです。

国策のためには何でも許されるという県の介入は、本来は事業主体の北陸電力がやるべき海洋調査を、審査者の石川県が肩代わりして実施するという事態にまで至りました。私の関わりはこの時からですが、周りの人間関係をズタズタにされるという事態の中でも、郷土と子孫の未来のため「反原発」の思いを絶やさなかった福浦の中町さん、赤住の橋さん、西海の川辺さんなど多くの地元の方の存在は忘れられません。今の運動はその上に立っています。

原発と言えば、3.11フクシマと言われますが、私にとっては20年前の1999年9月30日、茨城県東海村のJCO臨界事故が本当の衝撃でした。原子力災害が起きれば、真実は隠され、住民は被ばくさせられ見殺しにされると思い知らされたからです。以後、志賀原発30^{km}周辺住民と共に「命のネットワーク」を立ち上げ、退職後もその運動を続けてきました。残念なことに3.11では、私達が心配していたことが次々と現実の事態となってしまいました。それは8年半たつ今も続いています。

2. 志賀1号機臨界事故—北電に原発を運転する能力も資格もない

本訴訟は志賀1号機の臨界事故発生から20年になる今年6月18日、富山地裁に提訴されました。1999年6月18日午前2時18分、第5回定検で停止中の志賀1号機で制御棒3本が抜け落ちて核分裂が始まり、わずか2秒で臨界は一気に進行。局所的には核暴走状態になり、15分間は制御不能となりました。止まっていた車に突然エンジンがかかって動き出すのに等しい、信じられない事故が発生したのです。

JCOの臨界事故について、北陸電力経営陣は「お粗末極まりない事故。JCOという核燃料製造工場だから発生したのであり、原発なら考えられないことだ」と言いましたが、先立つ3か月前に志賀原発で臨界事故は発生していたのです。当時、志賀2号機建設を予定し、周辺自治体の地元同意を求めている北陸電力は、この事故を8年間も隠し続けました。

故・久米三四郎先生（大阪大学）は志賀1号機差止め訴訟でスリーマイル、美浜、

チェルノブイリと3つの重大事故について証言され、「①まず大事故は起こるはずがないという思い込み、思い上がりがある、②事故は思わぬところから始まり、予想外の故障やミスが連続して起きる、③経済性の追求が安全性と鋭く対立する—この3つに集約できる。事故の法則と言っても良い」と指摘されました。志賀1号機臨界事故はその法則通りに起きてしまいました。さらに北電は3つの法則に新しい1項を加えました。「④重大事故はなかったことにする、不都合なことは徹底して隠す」です。北電には原発を運転する能力も資格もない、と痛感させられた事故でした。

3. 脱原発株主運動への参加

私が北陸電力の株主運動に参加したのは1990年代前半、1号機が営業運転を開始した頃です。建設段階で大谷製鉄JIS違反鉄筋の納入が発覚し、94年8月の再循環ポンプ停止事故などで（資料1参照）、電力会社に納入製品のチェック体制が殆どなく事実上ノーチェックであることが分かりました。1995年1月には阪神淡路大震災が発生し、原発の耐震性が最大の問題として浮上しました。もう一刻の猶予もならない、直接経営陣に政策転換を求めようという思いから株主運動に参加しました。

はじめに「いつの間にか自分の存在をかけた運動に」と述べましたが、当時労働組合は県評一地区労などの地域組織を含め株主運動までは考えていません。しかし、次々と明らかになる原発の危険性を前にして「何とかしたい」と、思い切って北電株を購入し「北陸電力と共に脱原発を進める株主の会」に参加しました。しかし、現実の株主総会と北電経営陣の姿は私の期待とは全くかけ離れたものでした。

4. 臨界事故発覚、2号機破綻後も原発から撤退せず

第一に、臨界事故隠しが発覚した後の対応です。幸い1号機は54万kwと最小クラスです。原発を運転する能力も資格もないと判明した以上、ただちに撤退を決断すべきでした。しかし、経営陣は事故時に原発所長代理であった辻井庄作常務取締役の辞任だけで終息させました。責任はすべて現場に、という体質です。事故隠しが発覚したのも当時、事故、トラブルが相次ぎ県内各紙が連日報道、北日本新聞が社説に、日経新聞も特集を組むという状況の中で、北陸電力が志賀原発で対処したことは、職員・協力会社社員を集めた「品質向上。信頼回復総決起大会」でした。たまりかねた原発担当職員がアンケートで告白したのがきっかけと伝えられています。（資料2参照）

第二に、志賀2号機の問題です。当初から135.8万kwは全くの余剰設備であり、巨大な不良資産になると危惧されていました。案の定、営業運転開始から3カ月余でタービン羽根損傷が258枚に達しており、2年間運転停止しました。原因は設備の性能と安全を確認する試運転で傷ものになったというのです。タービンは原子炉と直結しています。先行の浜岡5号では羽根1本がタービン軸から吹っ飛び、羽根663枚と車軸39カ所に破損やひび割れ、タービンがミサイルのようにはじけ飛ぶ「タービンミサイル事故」一歩手前でした。設計ミスと重要設備の損傷をチェックできない国の審査や電力会社の体制—これが「何重もの安全審査」の実態です。運転再開後も2号機はお粗末事故を繰り返し、3.11以前に限ってみても稼働率は4割そこそこ、見事な不良資産になっています。しかし、この問題でも経営陣は誰一人責任をとっていません。

余剰設備の問題は2004年の珠洲原発計画の断念時にさらに明らかになりました。

珠洲原発は、形式上は3電力で構成する「珠洲電源開発協議会」が開発主体ですが、実際は関電と中部電力が建設するものです。当然、両社が責任を持って地元の説明しなければなりません。ところが、連絡調整役にすぎぬ北電・新木社長が事前の最も重要な幕引き役を果たし、関電・中電両社長は最後の断念表明会見に出席しただけでした。ここには、責任は常に下に押しつける電力業界の体質が見事に示されています。20年以上珠洲市民を対立・分断させ、不正選挙まで惹起した(96.5.31、最高裁が市長選挙の無効を決定)ことの結末にすら自ら向き合おうとしないのです。

2004年の株主総会で、2号機が全く余剰電力だと追及された新木社長(当時)は「関電と中電に90万kWを引き受けてもらう」(但し5年間。以後は60万kW)と釈明し、そのために泥をかぶったのだと示唆しました。しかし、関電・中電両社が珠洲を断念したのは、1999年当時の需要予測に比べ2003年当時で関電4百万kW、中電3百万kW、北電40万kWも下回っていたからです(資料3の図参照)。需要見通しが全く甘かったことを反省せず、電力自由化と需給予測の大幅な低下が見通される中で、仁義なき企業間戦争を繰り広げている両社に対し、なおも甘い期待をかけて珠洲市民を愚弄する幕引き劇に協力したのです。北陸でこそ経団連会長であっても、関電と中電の顔色を窺っているのが北電の実状です。

5. 最後に—生活者の良識に立った判決を切望します

私が北電株を購入した当時、株価は2千円前後でした。しかし、3.11フクシマ以後は千円を割り込み、今年8月9日現在で644円です。明確な市場の審判です。それでも、北電経営陣は経営方針の抜本的な転換を全く行おうとしませんでした。普通の民間会社なら到底許されることではありません。私個人に限っても今株を売却すれば損失は数百万円に達します。まっとうな経営感覚、株主に対する責任が全く存在しない世界だと痛感させられました。

3.11フクシマからすでに8年半。この間、北電の基幹電力を担い経営基盤を支えてきたのは水力発電です。発電容量は190万5千kWで原発(170万6千kW)を上回り、固定電力需要250万kWに対応してきました。水力発電は30年前でも完全無人化されており、ランニングコストが安く、水力が豊富な北電は原発が出来るまでは全国で一番、電気料金も安かったのです。水力は固定電力で常時稼働必要と思われがちだがそれは誤解であり、不要になったら停めておき、必要になったら5分で稼働できる融通の利く発電方法だということも付言しておきます。

一時期、中小水力を開発して水力発電を倍増させ、北陸の地域メリットを最大限生かすというプレスリリース(資料4)もありましたが、結局、再稼働のための2千億円とも言われる安全対策費の支出などで電力料金値上げ、株主配当停止に追い込まれています。自らプレスリリースしていたメリットに背を向け、志賀原発直下と周辺を走る活断層という現実を目を閉ざして、ひたすら「原発再稼働が全て」という「呪文」を繰り返す北電経営陣は、すでに通常の経営感覚を失っていると言わざるを得ません。ましてや「地域を支え共に生きる」公共事業者の自覚は期待できません。

最後に申し上げます。株主訴訟は通常の原因訴訟と異なり、私たちや裁判官が経済、経営という誰もが有する常識で判断できることが審査対象です。富山地裁におかれては、電力会社や国の「安全神話」に囚われることなく、素直な生活者の良識で判断を下されるよう切に要請致します。